

議案第 75 号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年9月9日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「第58項」を「第59項」に改める。

第2条 生駒市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条中「若しくは第53項」を「、第53項」に改め、「第59項まで」の次に「若しくは第61項」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第49号）の施行の日から、第2条の規定は平成20年12月1日から施行する。